

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月27日 12時00分ごろ
発生場所	大分県 <small>さいまき</small> 佐伯市 <small>よのうづ</small> 米水津湾 小浦 <small>こうも</small> 三等三角点から真方位020°950m付近 (概位 北緯32°55.5′ 東経132°00.5′)
事故の概要	漁船第五 <small>えびす</small> 蛭子丸は、錨泊中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五蛭子丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	OT3-56488、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷船尾部外板に破口を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、米水津湾奥の岩場から約5m離れた水深1mの釣り場で、約5kgのダンフォース型錨を降ろして錨泊し、魚釣りを開始した。</p> <p>本船は、沖からの波高約1.0mの波に船体が持ち上げられて移動し、岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、岩と岩との間の入り江状のところに船体が乗って安定したので、しばらく様子を見ていたところ、右舷船尾部外板に破口が生じて浸水していることに気付き、岩場に上陸して海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.8mであった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本事故当時、錨を効かせるという意識はなく、少しでも風波等の抵抗になればよいと思って投錨していた。</p>
分析	本船は、岩場の至近で錨泊していたことから、波高約1.0mの波に持ち上げられた際、移動して岩場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、岩場の至近で錨泊していたため、波高約1.0mの波に持ち上げられた際、移動して岩場に乗り揚げたものと考えられる。